

令和5年(2023年)3月1日付け札幌市告示第1002号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和5年(2023年)3月9日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

札幌市告示第1002号別表の工事番号「23(手)第0005号」工事名「市債務負担行為 前田北横1号線(前田宅造18号線～前田10条20丁目8号線間)ほか2線舗装路面改良工事」にかかる設計図書の一部を下記のとおり訂正する。また、当該工事は総合評価落札方式(一括審査I型)のため、次の対象工事の入札日等を別表のとおり変更する。

- (1) 23(中)第0007号 市債務負担行為 円山線(南1条線～宮ヶ丘3番1地先間)舗装路面改良工事
- (2) 23(北)第0006号 市債務負担行為 屯田4番線(屯田71号線～屯田第1横線間)舗装路面改良工事
- (3) 23(南)第0007号 市債務負担行為 道道小樽定山溪線(滝の沢大橋～湖水大橋間)舗装路面改良工事
- (4) 23(南)第0008号 市債務負担行為 南の沢線(川沿宅造7号線～南沢2・3条2丁目3号線間)舗装路面改良工事
- (5) 23(西)第0006号 市債務負担行為 広島線(道道西野真駒内清田線～正路線間)舗装路面改良工事
- (6) 23(手)第0005号 市債務負担行為 前田北横1号線(前田宅造18号線～前田10条20丁目8号線間)ほか2線舗装路面改良工事

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

電子入札

(入札日等訂正版)

0	調達案件番号	2328000511	
1	工事（業務）番号	23（手）第 0005 号	
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	市債務負担行為 前田北横1号線（前田宅造18号線～前田10条20丁目8号線間）ほか2 線舗装路面改良工事
		工事（履行）場所	札幌市手稲区前田9条19丁目ほか
		工事（業務）内容	工事延長 630m 道路幅員 16.0m（車道9.0m+歩道3.5m×2） 施工幅員 9.0m 路面切削工 5,800m ² 車道舗装工（t=4cm）5,800m ² 排水構造物修正工 一式 縁石工 一式
		工期（履行期間）	この工事は、「余裕期間制度（フレックス方式）」による工事である。※詳細は、「16. 注意事項」を参照すること。
6	入札参加資格の 申請及び審査	審査方式	総合評価落札方式（一括審査I型・事後審査方式）（入札参加資格の確認は 落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	自己採点表：入札期間内に提出すること。※「16. 注意事項」を参照すること。 総合評価に係る技術資料：開札日の翌日まで（審査順1位の入札者のみ）
		落札結果通知予定日	令和5年4月5日
11	入札及び開札の日 時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和5年03月17日（08時00分～20時00分） 令和5年03月20日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和5年03月22日 09時55分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
16	注意事項	<p>※告示文及び入札説明書を参照すること。</p> <p>※本工事は、入札者が作成した「自己採点表」に記された評価区分及びその得点に基づき算出した総合評価点により審査順位及び審査対象者を決定する簡易確認方式の試行工事である。</p> <p>※全入札者は「自己採点表」を、指定する期間（11入札期間）に、電子入札システムにより提出（入札時に添付）するか、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。なお、本工事は一括審査方式の対象工事であるため、「自己採点表」は、入札説明書で指定する対象工事の中で、入札を希望する工事のうち、最も開札順の早い工事の入札時に提出（添付）すること。</p> <p>※全入札者のうち電子入札を行う者は、入札時に自らの得点合計を電子入札システムにより申告しなければならない。</p> <p>※開札後、審査順1位の入札者は申請書類等（直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を含む。なお、消費税及び地方消費税免税事業者申出書は免税事業者である者のみが提出）を指定する期間（6申請書等提出期限（日））に、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。</p> <p>※本工事は、同一開札日の複数の工事において、技術評価に関する資料を共通化して審査を行う一括審査方式の対象工事である。</p> <p>※本工事は、「週休2日試行工事」の対象工事である。</p> <p>受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。</p> <p>※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である（本工事における余裕期間の取扱いについては、特記仕様書を確認すること。）。</p> <p>工期は契約締結期日から「令和05年10月31日」までの期間内で、落札者が申し出た期間とする。</p> <p>※当該工事の支払いは、全額令和5年度払いとする。</p>	
17	施行担当課及び 電話番号	施行担当課	手）土木部維持管理課
		電話番号	011-681-4011

特記仕様書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和5年10月27日」まで

【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和5年8月30日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 施工時期、工事期間等による補正について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

○ 寒中コンクリート打設に係る防寒、加熱及び除雪費について

寒中コンクリートの養生費及び除雪費は、契約の実工期内における妥当な工程を契約締結期限日からの工程に置き換えて寒中コンクリートの養生及び除雪の必要が認められる場合、協議の上、設計変更できるものとする。

特記仕様書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和5年10月31日」まで

【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和5年9月6日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 施工時期、工事期間等による補正について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

○ 寒中コンクリート打設に係る防寒、加熱及び除雪費について

寒中コンクリートの養生費及び除雪費は、契約の実工期内における妥当な工程を契約締結期限日からの工程に置き換えて寒中コンクリートの養生及び除雪の必要が認められる場合、協議の上、設計変更できるものとする。

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	市債務負担行為 前田北横1号線(前田宅造18号線～前田10条20丁目8号線間)ほか2線舗装路面改良工事	当 初		事業区分	道路維持・修繕
					工事区分	道路修繕
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
舗装打換え工			式	1		
舗装版切断		アスファルト舗装版 舗装厚 15cm以下	m	780		単-7号
舗装版破碎		アスファルト舗装版 舗装版 厚 3.0 c m	m2	100		単-8号
舗装版破碎		アスファルト舗装版 舗装版 厚 11.0 c m	m2	170		単-9号
殻運搬		舗装版破碎	m3	18		単-10号
殻処分		アスファルト殻	m3	18		単-11号
下層路盤		クワッチャラン C-40 仕上り 厚 200mm	m3	21		単-12号
下層路盤		クワッチャラン C-40 仕上り 厚 130mm	m3	4		単-13号
下層路盤		クワッチャラン C-40 仕上り 厚 430mm	m3	10		単-14号
上層路盤		路盤材(瀝青安定処理 材各種) 仕上り厚 60m m	m2	152		単-15号
基層		各種(2.30以上2.40t/m 3未満) 再生細粒度アスコ ン(30)100% 舗装厚 50m m 1.4m未満(1層当り平 均仕上り厚50mm以下)	m2	152		単-16号

正

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	市債務負担行為 前田北横1号線(前田宅造18号線～前田10条20丁目8号線間)ほか2線舗装路面改良工事			当 初	事業区分	道路維持・修繕
						工事区分	道路修繕
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要	
	舗装打換え工		式	1			
	舗装版切断	アスファルト舗装版 舗装厚 15cm以下	m	780		単-7号	
	舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 3.0cm	m ²	100		単-8号	
	舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 11.0cm	m ²	170		単-9号	
	殻運搬	舗装版破碎	m ³	18		単-10号	
	殻処分	アスファルト殻	m ³	18		単-11号	
	下層路盤	クワッチャラン C-40 仕上り厚 200mm	m ³	21		単-12号	
	下層路盤	クワッチャラン C-40 仕上り厚 130mm	m ³	4		単-13号	
	下層路盤	クワッチャラン C-40 仕上り厚 430mm	m ³	10		単-14号	
	上層路盤	路盤材(瀝青安定処理材各種) 仕上り厚 60mm	m ²	152		単-15号	
	基層	各種(2.30以上2.40t/m ³ 未満) 再生細粒度アスコ ン(13)100% 舗装厚 50mm 1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m ²	152		単-16号	

電子入札

(入札日等訂正版)

0	調達案件番号		2320000711
1	工事（業務）番号		23（中）第 0007 号
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	市債務負担行為 円山線（南1条線～宮ヶ丘3番1地先間）舗装路面改良工事
		工事（履行）場所	札幌市中央区宮ヶ丘3番1ほか
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	総合評価落札方式（一括審査Ⅰ型・事後審査方式）（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	自己採点表：入札期間内に提出すること。※「16. 注意事項」を参照すること。 総合評価に係る技術資料：開札日の翌日まで（審査順1位の入札者のみ）
		落札結果通知予定日	令和5年4月5日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和5年03月17日（08時00分～20時00分） 令和5年03月20日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和5年03月22日 09時30分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
16	注意事項		<p>※告示文及び入札説明書を参照すること。</p> <p>※本工事は、入札者が作成した「自己採点表」に記された評価区分及びその得点に基づき算出した総合評価点により審査順位及び審査対象者を決定する簡易確認方式の試行工事である。</p> <p>※全入札者は「自己採点表」を、指定する期間（11入札期間）に、電子入札システムにより提出（入札時に添付）するか、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。なお、本工事は一括審査方式の対象工事であるため、「自己採点表」は、入札説明書で指定する対象工事の中で、入札を希望する工事のうち、最も開札順の早い工事の入札時に提出（添付）すること。</p> <p>※全入札者のうち電子入札を行う者は、入札時に自らの得点合計を電子入札システムにより申告しなければならない。</p> <p>※開札後、審査順1位の入札者は申請書類等（直近の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を含む。なお、消費税及び地方消費税免税事業者申出書は免税事業者である者のみが提出）を指定する期間（6申請書等提出期限（日））に、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。</p> <p>※本工事は、同一開札日の複数の工事において、技術評価に関する資料を共通化して審査を行う一括審査方式の対象工事である。</p> <p>※本工事は、「週休2日試行工事」の対象工事である。</p> <p>受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。</p> <p>※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である（本工事における余裕期間の取扱いについては、特記仕様書を確認すること。）。</p> <p>工期は契約締結期限日から「令和05年10月06日」までの期間内で、落札者が申し出た期間とする。</p> <p>※当該工事の支払いは、全額令和5年度払いとする。</p>
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課 電話番号	中) 土木部維持管理課 011-614-5800

特記仕様書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和5年9月29日」まで

【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和5年8月10日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 施工時期、工事期間等による補正について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

○ 寒中コンクリート打設に係る防寒、加熱及び除雪費について

寒中コンクリートの養生費及び除雪費は、契約の実工期内における妥当な工程を契約締結期限日からの工程に置き換えて寒中コンクリートの養生及び除雪の必要が認められる場合、協議の上、設計変更できるものとする。

特記仕様書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和5年10月6日」まで

【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和5年8月17日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 施工時期、工事期間等による補正について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

○ 寒中コンクリート打設に係る防寒、加熱及び除雪費について

寒中コンクリートの養生費及び除雪費は、契約の実工期内における妥当な工程を契約締結期限日からの工程に置き換えて寒中コンクリートの養生及び除雪の必要が認められる場合、協議の上、設計変更できるものとする。

電子入札

(入札日等訂正版)

0	調達案件番号	2321000611	
1	工事（業務）番号	23（北）第 0006 号	
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	市債務負担行為 屯田4番線（屯田71号線～屯田第1横線間）舗装路面改良工事
		工事（履行）場所	札幌市北区屯田8条3丁目ほか
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	総合評価落札方式（一括審査Ⅰ型・事後審査方式）（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	自己採点表：入札期間内に提出すること。※「16. 注意事項」を参照すること。 総合評価に係る技術資料：開札日の翌日まで（審査順1位の入札者のみ）
		落札結果通知予定日	令和5年4月5日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和5年03月17日（08時00分～20時00分） 令和5年03月20日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和5年03月22日 09時35分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
16	注意事項	<p>※告示文及び入札説明書を参照すること。</p> <p>※本工事は、入札者が作成した「自己採点表」に記された評価区分及びその得点に基づき算出した総合評価点により審査順位及び審査対象者を決定する簡易確認方式の試行工事である。</p> <p>※全入札者は「自己採点表」を、指定する期間（11入札期間）に、電子入札システムにより提出（入札時に添付）するか、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。なお、本工事は一括審査方式の対象工事であるため、「自己採点表」は、入札説明書で指定する対象工事の中で、入札を希望する工事のうち、最も開札順の早い工事の入札時に提出（添付）すること。</p> <p>※全入札者のうち電子入札を行う者は、入札時に自らの得点合計を電子入札システムにより申告しなければならない。</p> <p>※開札後、審査順1位の入札者は申請書類等（直近の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を含む。なお、消費税及び地方消費税免税事業者申出書は免税事業者である者のみが提出）を指定する期間（6申請書等提出期限（日））に、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。</p> <p>※本工事は、同一開札日の複数の工事において、技術評価に関する資料を共通化して審査を行う一括審査方式の対象工事である。</p> <p>※本工事は、「週休2日試行工事」の対象工事である。</p> <p>受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。</p> <p>※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である（本工事における余裕期間の取扱いについては、特記仕様書を確認すること。）。</p> <p>工期は契約締結期限日から「令和05年10月31日」までの期間内で、落札者が申し出た期間とする。</p> <p>※当該工事の支払いは、全額令和5年度払いとする。</p>	
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	北) 土木部維持管理課
		電話番号	011-771-4211

特記仕様書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和5年10月27日」まで

【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和5年8月30日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 施工時期、工事期間等による補正について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

○ 寒中コンクリート打設に係る防寒、加熱及び除雪費について

寒中コンクリートの養生費及び除雪費は、契約の実工期内における妥当な工程を契約締結期限日からの工程に置き換えて寒中コンクリートの養生及び除雪の必要が認められる場合、協議の上、設計変更できるものとする。

特記仕様書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和5年10月31日」まで

【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和5年9月6日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 施工時期、工事期間等による補正について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

○ 寒中コンクリート打設に係る防寒、加熱及び除雪費について

寒中コンクリートの養生費及び除雪費は、契約の実工期内における妥当な工程を契約締結期限日からの工程に置き換えて寒中コンクリートの養生及び除雪の必要が認められる場合、協議の上、設計変更できるものとする。

電子入札

(入札日等訂正版)

0	調達案件番号	2325000711	
1	工事（業務）番号	23（南）第 0007 号	
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	市債務負担行為 道道小樽定山溪線（滝の沢大橋～湖水大橋間）舗装路面改良工事
		工事（履行）場所	札幌市南区定山溪 2 3 1 5 林班地先ほか
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	総合評価落札方式（一括審査Ⅰ型・事後審査方式）（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	自己採点表：入札期間内に提出すること。※「16. 注意事項」を参照すること。 総合評価に係る技術資料：開札日の翌日まで（審査順1位の入札者のみ）
		落札結果通知予定日	令和5年4月5日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和5年03月17日（08時00分～20時00分） 令和5年03月20日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和5年03月22日 09時40分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
16	注意事項	<p>※告示文及び入札説明書を参照すること。</p> <p>※本工事は、入札者が作成した「自己採点表」に記された評価区分及びその得点に基づき算出した総合評価点により審査順位及び審査対象者を決定する簡易確認方式の試行工事である。</p> <p>※全入札者は「自己採点表」を、指定する期間（11入札期間）に、電子入札システムにより提出（入札時に添付）するか、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。なお、本工事は一括審査方式の対象工事であるため、「自己採点表」は、入札説明書で指定する対象工事の中で、入札を希望する工事のうち、最も開札順の早い工事の入札時に提出（添付）すること。</p> <p>※全入札者のうち電子入札を行う者は、入札時に自らの得点合計を電子入札システムにより申告しなければならない。</p> <p>※開札後、審査順1位の入札者は申請書類等（直近の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を含む。なお、消費税及び地方消費税免税事業者申出書は免税事業者である者のみが提出）を指定する期間（6申請書等提出期限（日））に、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。</p> <p>※本工事は、同一開札日の複数の工事において、技術評価に関する資料を共通化して審査を行う一括審査方式の対象工事である。</p> <p>※本工事は、「週休2日試行工事」の対象工事である。</p> <p>受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。</p> <p>※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である（本工事における余裕期間の取扱いについては、特記仕様書を確認すること。）。</p> <p>工期は契約締結期限日から「令和05年09月22日」までの期間内で、落札者が申し出た期間とする。</p> <p>※当該工事の支払いは、全額令和5年度払いとする。</p>	
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	南) 土木部維持管理課
		電話番号	011-581-3811

特記仕様書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和5年9月15日」まで

【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和5年7月31日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 施工時期、工事期間等による補正について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

○ 寒中コンクリート打設に係る防寒、加熱及び除雪費について

寒中コンクリートの養生費及び除雪費は、契約の実工期内における妥当な工程を契約締結期限日からの工程に置き換えて寒中コンクリートの養生及び除雪の必要が認められる場合、協議の上、設計変更できるものとする。

特記仕様書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和5年9月22日」まで

【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和5年8月7日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 施工時期、工事期間等による補正について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

○ 寒中コンクリート打設に係る防寒、加熱及び除雪費について

寒中コンクリートの養生費及び除雪費は、契約の実工期内における妥当な工程を契約締結期限日からの工程に置き換えて寒中コンクリートの養生及び除雪の必要が認められる場合、協議の上、設計変更できるものとする。

0	調達案件番号		2325000811
1	工事（業務）番号		23（南）第 0008 号
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	市債務負担行為 南の沢線（川沿宅造 7号線～南沢 2・3 条 2 丁目 3 号線間）舗装路面改良 工事
		工事（履行）場所	札幌市南区南沢 1 条 3 丁目ほか
		工事（業務）内容	工事延長 710m 道路幅員 20.0m（車道10.0m+歩道5.0m×2） 施工幅員 10.0m 路面切削工 7,900m ² 車道舗装工(t=4cm) 7,900m ² 排水構造物修正工 一式 縁石工 一式
		工期（履行期間）	この工事は、「余裕期間制度（フレックス方式）」による工事である。※ 詳細は、「16. 注意事項」を参照すること。
6	入札参加資格の 申請及び審査	審査方式	総合評価落札方式（一括審査 I 型・事後審査方式）（入札参加資格の確認 は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	自己採点表：入札期間内に提出すること。※「16. 注意事項」を参照する こと。 総合評価に係る技術資料：開札日の翌日まで（審査順 1 位の入札者のみ）
		落札結果通知予定日	令和5年4月5日
11	入札及び開札の日 時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和5年03月17日（08時00分～20時00分） 令和5年03月20日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和5年03月22日 09時45分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
16	注意事項		<p>※告示文及び入札説明書を参照すること。</p> <p>※本工事は、入札者が作成した「自己採点表」に記された評価区分及びその得点に基づき算出した総合評価点により審査順位及び審査対象者を決定する簡易確認方式の試行工事である。</p> <p>※全入札者は「自己採点表」を、指定する期間（11入札期間）に、電子入札システムにより提出（入札時に添付）するか、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。なお、本工事は一括審査方式の対象工事であるため、「自己採点表」は、入札説明書で指定する対象工事の中で、入札を希望する工事のうち、最も開札順の早い工事の入札時に提出（添付）すること。</p> <p>※全入札者のうち電子入札を行う者は、入札時に自らの得点合計を電子入札システムにより申告しなければならない。</p> <p>※開札後、審査順 1 位の入札者は申請書類等（直近の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を含む。なお、消費税及び地方消費税免税事業者申出書は免税事業者である者のみが提出）を指定する期間（6 申請書等提出期限（日））に、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。</p> <p>※本工事は、同一開札日の複数の工事において、技術評価に関する資料を共通化して審査を行う一括審査方式の対象工事である。</p> <p>※本工事は、「週休 2 日試行工事」の対象工事である。</p> <p>受注者は、週休 2 日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休 2 日による施工を行うことができる。</p> <p>※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である（本工事における余裕期間の取扱いについては、特記仕様書を確認すること。）。</p> <p>工期は契約締結期限日から「令和05年10月23日」までの期間内で、落札者が申し出た期間とする。</p> <p>※当該工事の支払いは、全額令和 5 年度払いとする。</p>
17	施行担当課及び 電話番号	施行担当課	南）土木部維持管理課
		電話番号	011-581-3811

特記仕様書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和5年10月16日」まで

【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和5年8月21日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 施工時期、工事期間等による補正について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

○ 寒中コンクリート打設に係る防寒、加熱及び除雪費について

寒中コンクリートの養生費及び除雪費は、契約の実工期内における妥当な工程を契約締結期限日からの工程に置き換えて寒中コンクリートの養生及び除雪の必要が認められる場合、協議の上、設計変更できるものとする。

特記仕様書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和5年10月23日」まで

【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和5年8月28日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 施工時期、工事期間等による補正について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

○ 寒中コンクリート打設に係る防寒、加熱及び除雪費について

寒中コンクリートの養生費及び除雪費は、契約の実工期内における妥当な工程を契約締結期限日からの工程に置き換えて寒中コンクリートの養生及び除雪の必要が認められる場合、協議の上、設計変更できるものとする。

電子入札

(入札日等訂正版)

0	調達案件番号	2326000611	
1	工事（業務）番号	23（西）第 0006 号	
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	市債務負担行為 広島線（道道西野真駒内清田線～正路線間）舗装路面改良工事
		工事（履行）場所	札幌市西区西野 2 条 6 丁目ほか
		工事（業務）内容	工事延長 400m 道路幅員 14.54m（車道7.5m+歩道3.52m×2） 施工幅員 14.54m 路面切削工 3,200m ² 車道舗装工（t=3cm）3,200m ² 歩道舗装工（As舗装t=3cm）2,100m ² 縁石工 一式 排水構造物修正工 一式
		工期（履行期間）	この工事は、「余裕期間制度（フレックス方式）」による工事である。※詳細は、「16.注意事項」を参照すること。
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	総合評価落札方式（一括審査Ⅰ型・事後審査方式）（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	自己採点表：入札期間内に提出すること。※「16.注意事項」を参照すること。 総合評価に係る技術資料：開札日の翌日まで（審査順1位の入札者のみ）
		落札結果通知予定日	令和5年4月5日
11	入札及び開札の時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和5年03月17日（08時00分～20時00分） 令和5年03月20日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和5年03月22日 09時50分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
16	注意事項	<p>※告示文及び入札説明書を参照すること。</p> <p>※本工事は、入札者が作成した「自己採点表」に記された評価区分及びその得点に基づき算出した総合評価点により審査順位及び審査対象者を決定する簡易確認方式の試行工事である。</p> <p>※全入札者は「自己採点表」を、指定する期間（11入札期間）に、電子入札システムにより提出（入札時に添付）するか、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。なお、本工事は一括審査方式の対象工事であるため、「自己採点表」は、入札説明書で指定する対象工事の中で、入札を希望する工事のうち、最も開札順の早い工事の入札時に提出（添付）すること。</p> <p>※全入札者のうち電子入札を行う者は、入札時に自らの得点合計を電子入札システムにより申告しなければならない。</p> <p>※開札後、審査順1位の入札者は申請書類等（直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を含む。なお、消費税及び地方消費税免税事業者申出書は免税事業者である者のみが提出）を指定する期間（6申請書等提出期限（日））に、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。</p> <p>※本工事は、同一開札日の複数の工事において、技術評価に関する資料を共通化して審査を行う一括審査方式の対象工事である。</p> <p>※本工事は、「週休2日試行工事」の対象工事である。</p> <p>受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。</p> <p>※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である（本工事における余裕期間の取扱いについては、特記仕様書を確認すること。）。</p> <p>工期は契約締結期日から「令和05年10月31日」までの期間内で、落札者が申し出た期間とする。</p> <p>※当該工事の支払いは、全額令和5年度払いとする。</p>	
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	西) 土木部維持管理課
	電話番号		011-667-3201

特記仕様書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和5年10月31日」まで

【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和5年9月29日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 施工時期、工事期間等による補正について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

~~○ 寒中コンクリート打設に係る防寒、加熱及び除雪費について~~

~~寒中コンクリートの養生費及び除雪費は、契約の実工期内における妥当な工程を契約締結期限日からの工程に置き換えて寒中コンクリートの養生及び除雪の必要が認められる場合、協議の上、設計変更できるものとする。~~

特記仕様書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和5年10月31日」まで

【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和5年10月6日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 施工時期、工事期間等による補正について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

○ ~~寒中コンクリート打設に係る防寒、加熱及び除雪費について~~

~~寒中コンクリートの養生費及び除雪費は、契約の実工期内における妥当な工程を契約締結期限日からの工程に置き換えて寒中コンクリートの養生及び除雪の必要が認められる場合、協議の上、設計変更できるものとする。~~